

## 申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	農業委員会
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

許認可等の名称	農用地に係る土地改良事業の参加資格の承認
処 分 権 者	農業委員会
根 拠 規 定	土地改良法第 3 条第 1 項第 2 号

## &lt; 審査基準 / 標準処理期間 &gt;

基 準 規 定	土地改良法第 3 条第 1 項第 2 号 土地改良法施行令第 1 条の 3 第 1 項 土地改良法施行規則第 2 条第 1 項・第 2 項
審 査 基 準	■設定 □未設定
	農用地であって所有権以外の権原に基づき耕作又は養畜の業務の目的に供されるものについて、農業委員会に対しその所有者から当該土地改良事業に参加すべき旨の申出があり、かつ、その申出が相当であるとき。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	7 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

## 申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	農業委員会
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

許認可等の名称	農用地に係る土地改良事業の参加資格交替の承認
処 分 権 者	農業委員会
根 拠 規 定	土地改良法第 3 条第 2 項

## &lt; 審査基準 / 標準処理期間 &gt;

基 準 規 定	土地改良法第 3 条第 2 項 土地改良法施行令第 1 条の 3 第 1 項、第 1 条の 5 土地改良法施行規則第 4 条第 1 項・第 2 項
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 所有者及び権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者が、合意によってその資格を交替すべき旨を農業委員会に申し出、かつ、その申出が相当であるとき。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 7 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

## 申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票 (美郷町)

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	農業委員会
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

許認可等の名称	農用地の一時貸付に係る事業参加資格の認定
処 分 権 者	農業委員会
根 拠 規 定	土地改良法第 3 条第 3 項

## &lt; 審査基準 / 標準処理期間 &gt;

基 準 規 定	土地改良法第 3 条第 3 項 土地改良法施行規則第 5 条
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 その賃貸人又は貸主が近く自ら耕作又は養畜の業務を営むものと認め、かつ、これを相当と認めるとき。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	7 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

## 申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	農業委員会
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

許認可等の名称	農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構の借受農用地に係る事業参加資格の認定
処 分 権 者	農業委員会
根 拠 規 定	土地改良法第 3 条第 4 項

## &lt; 審査基準 / 標準処理期間 &gt;

基 準 規 定	土地改良法第 3 条第 4 項
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 農地利用集積円滑化団体若しくは農地中間管理機構がその借り受けている農用地をまだ貸し付けていないとき、又は農地利用集積円滑化団体若しくは農地中間管理機構がその借り受けている農用地を農地利用集積円滑化事業若しくは農地中間管理事業の実施により一時他人に貸し付け、その耕作若しくは養畜の業務の目的に供した場合において農業委員会が政令の定めるところによりその旨の認定をしたときは、その農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構をその農用地につき権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者とみなす。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	7 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日